

**国崎クリーンセンター
第3期焼却施設等管理運営業務**

入札説明書

令和3年4月12日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

目 次

I はじめに.....	1
II 業務の概要.....	2
III 事業者募集等のスケジュール.....	4
IV 入札に関する条件.....	4
V 入札書類の審査.....	13
VI 提案に関する条件.....	14
VII 業務実施に関する事項.....	16
VIII 契約に関する事項.....	19
【別紙1 閲覧用参考資料リスト】	20
【巻末第1号様式 現地見学会参加申込書】	24
【巻末第2号様式 閲覧用参考資料閲覧申込書】	25
【巻末第3号様式 誓約書】	26

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
組合	猪名川上流広域ごみ処理施設組合をいう。猪名川上流広域ごみ処理施設組合は、兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の1市3町で組織する一部事務組合である。
本業務	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、国崎クリーンセンターの管理運営業務を実施する「国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務」をいう。
本施設	国崎クリーンセンターを構成する、①焼却施設棟、②リサイクルプラザ棟、③管理棟、④多目的広場、⑤計量棟、⑥洗車場、⑦車庫棟・倉庫棟、⑧進入路、⑨外構・植栽、⑩法面、⑪砂防ダム、⑫調整池等をいう。
現施設	現在稼働中の国崎クリーンセンターをいう。
構成員	入札参加者を構成する企業をいう。
事業者	本業務を行い、猪名川上流広域ごみ処理施設組合と管理運営業務委託契約を締結する、落札者として決定された民間事業者をいう。事業者が複数の構成員から構成される場合は、共同企業体となる。
運転管理企業	事業者のうち、本施設の運転管理業務を行う者をいう。
維持管理企業	事業者のうち、本施設の維持管理業務を行う者をいう。
入札参加者	本業務の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
代表企業	入札参加者の構成員のうち、入札参加者を代表し、組合との交渉窓口となる企業をいう。
特定部品	現施設の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品をいう。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び管理運営業務委託契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、組合と事業者が締結するものであり、管理運営業務委託契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
管理運営業務委託契約	本業務の管理運営業務の実施のために、基本協定に基づき、組合と事業者が締結する契約をいう。
モニタリング	事業者が実施する管理運営業務の実施状況についての組合の監視をいう。

I はじめに

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「組合」という。）は、国崎クリーンセンター（以下「本施設」という。）の管理運営について、将来にわたって、より安全で安定的かつ効率的な管理運営を行うために、本施設の管理運営を包括的に委託する「国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務」（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集により選定することとした。

この入札説明書は、組合が本業務を実施する事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するに当たり、本業務への入札参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、入札書類の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遗漏の無いように努めること。また、入札説明書等と、先に組合が公表した「業務概要」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 管理運営業務委託契約書（案）

II 業務の概要

1 業務名

国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務

2 業務実施場所

兵庫県川西市国崎字小路13番地

3 本施設の管理者

猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者 越田 謙治郎

4 業務の内容

(1) 事業方式

本業務は、組合が契約する事業者が、組合が所有する本施設の受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用業務、情報管理業務及び関連業務を行う包括委託によるものとする。

(2) 契約の形態

組合は、事業者と、本業務について事業者に本施設の管理運営を一括で委託するために、国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託契約を締結する。

(3) 業務期間

- ・準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで
- ・運営業務委託期間：令和4年4月1日から令和8年3月31日まで（4年間）

(4) 業務の対象となる範囲

事業者が行う管理運営業務の範囲は次のとおりとする。詳細は、要求水準書に示す。

- ア 受付管理業務
- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務
- エ 環境管理業務
- オ 有効利用業務
- カ 情報管理業務
- キ 関連業務

(5) 事業者の収入

組合は、事業者が実施する本施設の管理運営業務に対する対価を、委託料として運営業務委託期間にわたって事業者に支払う。委託料は、物価変動に基づき改定する。また、委託料

は、固定料金、変動料金及び従量料金で構成されるものとする。詳細は、管理運営業務委託契約書（案）に示す。

（6）売電収入の取り扱い

事業者が発電して得た電気及び売電により得られた対価（以下「売電収入」という。）は、組合に帰属する。事業者は発電した電気を本施設内で利用するほか、組合のために売電に係る業務を代行する。事業者は、自らが売却の相手方として選定した電力会社等から、売電収入を組合に代わって收受した後、組合の指定する金融機関口座に納入する。

なお、事業者は売電量及び売電単価について、要求水準書に規定する数値以上の提案を行うものとし、当該年度の売電収入の実績が、事業者の提案する売電量及び売電単価に基づく年間売電収入を下回り、その原因が事業者の責に帰すべき事由による場合は、当該未達成分の売電収入を、当該年度の委託料から減額する。詳細は、管理運営委託業務契約書（案）に示す。

（7）スラグの売却収入

事業者は、本施設から発生するスラグについて、本組合との協議により決定した金額にて組合からスラグを購入し、有効利用するものとする。売却によって得られる収入は事業者の収入とする。

（8）特定部品の使用

本施設には、特定部品、すなわち、現在稼動している本施設（以下「現施設」という。）の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品が使用されている。本施設の性能・機能を維持するためには、かかる特定部品が本業務においても使用されることが望ましく、組合は、特定部品の使用を推奨するものである。

そこで、組合は、本入札の公正を期すべく、「別紙1 閲覧用参考資料リスト」に掲げる特定部品のうち、事業者が、本業務の遂行にあたり必要とする特定部品を現施設の竣工時の設計施工業者から調達することができるよう支援する。事業者は、組合に対し、特定部品の調達支援を依頼することができるものとし、組合は、事業者が管理運営委託契約の定めに従うことを条件として、事業者の依頼に係る特定部品を受注者が調達できるよう最大限努力する。

（9）法令等の遵守

組合及び事業者は、本業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

III 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の休日を定める条例（平成12年条例第1号）に規定する組合の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

表1 事業者募集等のスケジュール（予定）

令和3年4月12日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和3年4月22日（木）	質問の受付（第1回）
令和3年5月20日（木）	質問回答の公表（第1回）
令和3年6月3日（木）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
令和3年6月17日（木）	参加資格審査結果の通知
令和3年7月1日（木）	質問の受付（第2回）
令和3年7月21日（水）	質問回答の公表（第2回）
令和3年8月19日（木）	提案書の受付（入札）及び開札
令和3年10月下旬～11月上旬	落札者の決定及び公表
令和3年11月	基本協定締結
令和3年12月	管理運営業務委託契約締結

IV 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して、各々の構成員が適切な役割を担うものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。さらに、入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、構成員の役割について明らかにすること。

イ 組合から主たる管理運営業務（運転管理業務、維持管理業務）の委託を受けることを予定するものは、入札参加者の構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者は、本施設の主たる管理運営業務（運転管理業務、維持管理業務）を行う者のうち1者を、当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。

エ 入札参加者の構成員の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行うものとする。

オ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

（2）入札参加者の参加資格要件

ア 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- イ 本業務を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 各構成員の役割に応じて、参加表明書提出時点において、川西市、猪名川町、豊能町又は能勢町のいずれかの有効な入札参加資格を有していること。
- エ 入札参加者の構成員は、本施設の主たる管理運営業務（運転管理業務、維持管理業務）を行う者を構成員に含むものとし、次の要件を全て満たす企業もしくは企業グループとすること。なお、構成員が複数となる場合、(エ)は、全ての構成員が満たすものとし、(ア)及び(イ)は、少なくとも構成員のうち1者は満たすものとし、(ウ)は、補修・整備、更新を実施する構成員（維持管理企業）が満たすものとすること。
 - (ア) 応募表明書の提出期限日において、平成14年12月1日以降、次に示す一般廃棄物処理施設の全ての運転管理実績を1件以上有していること。複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、構成員がいずれかの運転管理実績（委託業務の場合、元請での実績）を有し、かつ構成員全体で全ての運転管理実績を有していること。
 - a 処理方式：ストーカ式焼却処理+灰溶融処理
 - b 焼却施設規模：施設規模1炉あたり117.5t/日以上、かつ全体規模として235t/日以上を有する施設
 - c 灰溶融施設規模：施設規模1炉あたり26t/日以上、かつ全体規模として52t/日以上を有する施設
 - d 発電設備：発電設備を有する施設
 - (イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設で、かつボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者としての1年間以上の経験を有する者を、本業務の廃棄物処理施設技術管理者として、業務引継期間から配置し、業務開始後2年間以上専任で配置できること。
 - (ウ) 川西市、猪名川町、豊能町又は能勢町のいずれかの入札参加資格において、清掃施設工事又は機械器具設置工事に業種登録があり、かつ、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (エ) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 川西市、猪名川町、豊能町又は能勢町のいずれかにおいて、指名停止基準に基づく指名停止を参加表明書の提出日から入札・提案書提出日までの間に受けているもの。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（国の資格再認定を受けた者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（開始決定後、国の認定を受けた者は除く）
- エ 川西市、猪名川町、豊能町又は能勢町のいずれかの暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

- オ 本業務に係るアドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- カ 「国崎クリーンセンター焼却施設等管理運営業務事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

（4）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、管理運営業務委託契約締結までの期間に入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 共同企業体設立に関する要件

本業務の管理運営業務において、組合と管理運営業務委託契約を締結する事業者として、共同企業体を結成する際は、以下の要件を満たすものとする。

- （1）管理運営業務委託契約締結までに、共同企業体を設立すること。なお、当該共同企業体は、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和 53 年 3 月 20 日付け建設省計振発第 11 号）における「甲型共同企業体」とすること。

- （2）入札参加者のうち、代表企業が共同企業体の最大の出資者になるものとする。

3 応募に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用の負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

（3）入札保証金

入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、猪名川上流広域ごみ処理施設組合契約規則（平成 12 年規則第 8 号。以下「契約規則」という。）第 9 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者は、免除とすることができます。

（4）使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単

位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から本入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取り扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示・確認させることを禁じる。

(8) 予定価格

本業務における予定価格は、6,694,332,806 円（消費税及び地方消費税を含まない）である。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- イ 代理人の場合において、委任状を提出しない者。
- ウ 入札書に記名、押印のない入札又は金額その他主要部分が不明確な入札。
- エ 受任者の氏名の記載がない入札及び受任者の使用印を押印していない入札。
- オ 入札者又はその代理人が同一入札について2通以上の入札書を提出した入札又はこれらの者が更に他の入札者を代理していた入札。
- カ 所定の日時までに入札保証金を納入せずその金額に不足のあるもの。
- キ 談合その他不正の行為があったと認められる入札。
- ク 入札者が所定の日時までに到着しないとき。
- ケ 前各号に定めるもののほか、関係法令に違反した者。

(10) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

4 入札に関する手続き等

(1) 入札公告

令和3年4月12日（月）に入札公告し、組合ホームページにおいて、同日から入札説明書等を公開する。

(2) 現地見学会

本業務への入札参加を予定する法人を対象として、現地見学会を次のとおり開催する。なお、現地見学会において入札説明書等に対する質問は受け付けない。

ア 現地見学会実施期間：令和3年4月19日（月）～令和3年8月12日（木）（休日を除く）

イ 現地見学会実施日：上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、参加資格審査結果通知日（令和3年6月17日（木））以降は、参加資格が確認された入札参加者のみを対象とする。

ウ 現地見学会実施時間：午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分

エ 現地見学会実施場所：国崎クリーンセンター

オ 現地見学会の申込について

（ア）申込受付期間：令和3年4月12日（月）～令和3年8月5日（木）正午

（イ）申込方法：入札説明書巻末第1号様式「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、希望する参加日の1週間前の正午（休日を除く）までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

また、見学にあたっては、巻末第3号様式「誓約書」に必要事項を記入及び押印の上、巻末第1号様式と併せて電子メールにて猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出（Adobe PDF形式等）するとともに、原本を持参または郵送すること。

なお、現地見学会実施期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の現地見学会が終了した翌日以降に、次回現地見学会の申込を行うこと。

○Eメール：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp

○電話番号：072-739-7201

カ 現地見学会実施日は、組合より申込者宛に回答する。

(3) 閲覧用参考資料（別紙1）の閲覧

本業務への入札参加を予定する法人を対象に、入札参加にあたっての参考資料として、「別紙1 閲覧用参考資料リスト」に示す資料の閲覧を次のとおり実施する。

ア 閲覧期間

（ア）別紙1記載の資料のうち、入札参加を希望する者に対して閲覧を可とする資料の閲覧期間：令和3年4月19日（月）～令和3年8月12日（木）（休日を除く）

（イ）別紙1記載の資料のうち、参加資格が確認された入札参加者のみ閲覧を可とする資料の閲覧期間：令和3年6月24日（木）～令和3年8月12日（木）（休日を除く）

イ 閲覧日：上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、参加資格審査結果通知日（令和

3年6月17日(木))以降は、上記ア(ア)(イ)とともに、参加資格が確認された入札参加者のみを対象とする。

ウ 閲覧時間：午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分

エ 閲覧場所：国崎クリーンセンター管理棟内

オ 閲覧の申込について

(ア) 申込受付期間

a 別紙1記載の資料のうち、入札参加を希望する者に対して閲覧を可とする資料の閲覧申込期間：令和3年4月12日(月)～令和3年8月5日(木)正午

b 別紙1記載の資料のうち、参加資格が確認された入札参加者のみ閲覧を可とする資料の閲覧申込期間：令和3年6月17日(木)～令和3年8月5日(木)正午

(イ) 申込方法：入札説明書巻末第2号様式「閲覧用参考資料閲覧申込書」に必要事項を記入の上、希望する閲覧日の1週間前の正午(休日を除く)までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word形式)を添付し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

また、閲覧にあたっては、巻末第3号様式「誓約書」に必要事項を記入及び押印の上、巻末第2号様式と併せて電子メールにて猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出(Adobe PDF形式等)するとともに、原本を持参または郵送すること(ただし、現地見学会参加時に提出済の場合は不要)。なお、閲覧期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の閲覧が終了した翌日以降に、次回閲覧の申込を行うこと。

○Eメール：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp

○電話番号：072-739-7201

カ 閲覧日は、組合より申込者宛に回答する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付(第1回)

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時：令和3年4月22日(木)午前9時～午後3時

イ 受付方法：質問書(様式集第1号様式)に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けないものとする。

○Eメール：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp

○電話番号：072-739-7201

(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表(第1回)

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書は、組合ホームページにおいて、令和3年5月20日(木)に公表する。

(6) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を、持参により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式集第7号様式）を入札書類の提出期限日までに、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課へ持参により提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：令和3年6月3日（木）午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 受付場所：国崎クリーンセンター管理棟1階事務室

ウ 電話番号：072-739-7201

エ 提出書類：様式集第2号様式から第6号様式その他必要な添付書類を、まとめて2部提出すること。

（ア）参加表明書 （第2号様式）

（イ）構成員表 （第3号様式）

（ウ）委任状（代表企業） （第4号様式）

（エ）委任状（復代理人） （第5号様式）

（オ）参加資格審査申請書 （第6号様式）

（カ）添付書類

・会社概要（各構成員） 2部

・企業単体の貸借対照表（各構成員の直近3年） 2部

・企業単体の損益計算書（各構成員の直近3年） 2部

・連結決算の貸借対照表（各構成員の直近1年） 2部

・連結決算の損益計算書（各構成員の直近1年） 2部

・納税証明書※1（国税及び地方税の完納を証明するもの） 2部

・その他入札参加者の資格を証する書類の写し 2部

・巻末第3号様式「誓約書」※2

※1：納税証明書は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までに発行されたものとする。

※2：現地見学会参加時または閲覧用資料閲覧時に提出済の場合は不要。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和3年6月17日（木）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等をあわせて通知するので、提案書（副本）の作成に用いること。

(8) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、令和3年6月18日（金）午前9時から6月22日（火）午後5時までの間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和3年7月6日（火）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(9) 入札説明書等に関する質問の受付（第2回）

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付日時：令和3年7月1日（木）午前9時～午後3時

イ 受付方法：質問書（様式集第1号様式）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けないものとする。

○Eメール：ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp

○電話番号：072-739-7201

(10) 入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回）

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書は、組合ホームページにおいて、令和3年7月21日（水）に公表する。

(11) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本業務に関する下記の書類を記載した入札書類（入札書、各確認書及び提案書）を受け付ける。提案書の提出方法は、持参とする。

提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：令和3年8月19日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時

イ 受付場所：国崎クリーンセンター管理棟1階事務室

ウ 提出書類

（ア）入札書類提出書	（第8号様式）	1部
（イ）入札書	（第9号様式）	1部

※入札書は封筒に入れ密封し、宛先、事業名等を表記すること。

（ウ）本施設の性能に関する確認書	（第10号様式）	1部
------------------	----------	----

（エ）要求水準に関する確認書	（第11号様式）	1部
----------------	----------	----

（オ）管理運営業務に関する提案書	（第12号様式）	正本1部副本14部
------------------	----------	-----------

（カ）事業計画に関する提案書	（第13号様式）	正本1部副本14部
----------------	----------	-----------

（キ）組合への支払総額（委託料内訳）	（第14号様式～第24号様式）	
--------------------	-----------------	--

正本1部副本14部

エ 提案書作成要領

（ア）提案書のうち、管理運営業務に関する提案書及び事業計画に関する提案書については、第12号様式～第24号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左ホッチキス綴じにより、正本1部副本14部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。

（イ）提案書（第12号様式～第24号様式）については、内容を記録したデータ（CD-R）2部（使用ソフト：Microsoft Word形式及びExcel形式（Windows対応））を提出すること。

- (ウ) 提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。
また、着色は自由とする。
- (エ) ロゴマークの使用を含めて、構成員名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成員名を明らかにすること。
- (オ) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(12) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

- ア 開札日時：令和 3 年 8 月 19 日（木）午後 4 時
- イ 開札場所：国崎クリーンセンター管理棟内

(13) 提案書に関するヒアリングの実施

組合は、提案内容の確認のためにヒアリングを実施する予定である。時間及び場所については、追って通知する。

(14) その他

組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

V 入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) 国崎クリーンセンター焼却施設等管理運営業務事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「国崎クリーンセンター焼却施設等管理運営業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、以下の3名で構成される。入札参加者が、落札者決定までに、各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

委員長　吉田 篤正　大阪府立大学大学院工学研究科 名誉教授

副委員長　西村 伸也　大阪市立大学大学院工学研究科 教授

委員　竹田 享司　一般財団法人 環境事業協会技術部 技術協力担当課長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、入札参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 提案書の審査

選定委員会において提案書の審査を行う。

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

ウ 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格（業務期間中の組合の支払額の合計をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。

エ 審査結果

選定委員会は、総合評価により最優秀提案を選定する。組合は、選定委員会の答申を受けて落札者を決定し、各入札参加者に結果を通知するとともに、組合のホームページ等で公表する。なお、落札者決定の公表後、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において、各入札参加者が獲得した得点及び価格等を記載した審査講評を公表する予定である。

2 事務局等

事業者の募集及び選定に係る事務局は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課とする。

VI 提案に関する条件

1 計画地に関する事項

表2 国崎クリーンセンター概要

項目	概要	
施設の名称	国崎クリーンセンター	
施設の種類	一般廃棄物処理施設	
施設の所在地	川西市国崎字小路13番地	
敷地面積	約33.4ha	
焼却施設棟	延床面積約12,468m ² 鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地下1階・地上4階）	
リサイクルプラザ棟	延床面積約9,372m ² 鉄筋コンクリート造+鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地上4階）	
管理棟	延床面積約1,677m ² 鉄筋コンクリート造（地上3階）	
煙突	高さ59m	
竣工	平成21年3月	
ごみ焼却炉	処理方式 炉数 処理能力 ガス冷却設備 通風設備 受入供給設備 排ガス処理設備 余熱利用設備	全連続ストーカ式焼却炉 2炉 235t/日（117.5t/日×2炉） 廃熱ボイラ式 平衡通風式 ピット&クレーン方式（全自動、半自動、手動） ろ過式集じん機、湿式有害ガス除去装置、活性炭吸着塔、触媒反応塔 蒸気タービン発電設備、給湯等
灰溶融炉	処理方式 処理能力	表面溶融式灰溶融炉 26t/日×2炉（交互運転）
リサイクルプラザ	処理能力	84t/5h ・不燃粗大破碎処理（29t/5h） ・可燃粗大破碎処理（34t/5h） ・缶類処理（6t/5h） ・プラスチック製容器包装処理（13t/5h） ・ペットボトル処理（2t/5h）

2 本施設の権利形態

事業者は本業務の実施にあたり、本施設を無償で使用できる。

3 委託業務の範囲に関する条件

要求水準書に示す本業務の業務範囲に従い、入札書類を作成すること。

4 事業計画の提案に関する条件

（1）組合の支払額

本支払は、事業者が実施する管理運営にかかる対価を委託料として、令和4年度第一四半期分（4月1日～6月末日）を初回として以後年4回、令和7年度第4四半期分（1月1日～3月末日）まで16回にわたって事業者に支払う。

委託料は、以下に示す料金により構成される。提案時にはこれらの四半期ごとの単価（16回とも同一金額とする）及びトンあたり単価を提案すること。

ア 従量料金

廃棄物搬入量に応じた支払であって、改定の対象となる支払。従量料金に該当する項目は、用役費（電気料金、上水料金、下水料金、ガス料金、薬品費その他消耗品費）である。

イ 変動料金

搬入量等に関わらない支払であって、改定の対象となる支払。変動料金に該当する項目は、電気基本料金、上水基本料金、下水基本料金である。

ウ 固定料金

搬入量等に関わらない支払であって、改定の対象とならない支払。固定料金に該当する項目は、人件費、維持管理業務費、環境管理業務費、情報管理業務費、関連業務費、その他費用である。

また、変動料金及び従量料金は、物価変動に基づき改定するものとする。物価変動の判断に用いる指標は、管理運営業務委託契約書（案）に示す。

なお、入札書に記載する、業務期間を通じた委託料の算定にあたっては、次の想定搬入量にトンあたり単価を乗じること。

表3 想定搬入量

想定搬入量 (t/年)	想定搬入量			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
可燃ごみ	43,932	43,807	43,435	43,104
資源・粗大ごみ	8,045	8,047	7,980	7,924

(2) スラグの売却収入

スラグの売却収入については、組合からの購入金額を配慮し見込むことが可能な額を想定することとする。生成物であるスラグの購入単価については、事業者が提案すること。

また、想定する収入については、収入見込みの算定に用いた根拠（売却先、生成物の1トンあたりの売却単価等）を明示すること。

(3) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本業務実施上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、管理運営業務委託契約に定めるところに従い、事業者と協議の上、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

組合と事業者のリスク分担の詳細については、管理運営業務委託契約に定めるものとする。

(4) 財政上及び金融上の措置

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- ア 事業者は、業務期間中、本施設を無償使用することができる。
- イ 組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- ウ 組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

(5) 保険

事業者は火災保険及び第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。

なお、組合は、建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）に加入している。事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、共済会は事業者に対して求償する場合があることに留意すること。

(6) 備品の取扱について

事業者は、本業務に必要な備品を自らの費用と責任で用意すること。ただし、本施設の備品については無償で使用することができる。本施設の備品については、業務期間中、常に良好な状態に保つとともに、経年劣化等により業務遂行の用に供することができなくなった場合、事業者は当該備品を調達し補充すること。

VII 業務実施に関する事項

1 業務の実施について疑義が生じた場合における措置に関する事項

業務の実施について疑義が生じた場合、契約中に規定する具体的な定めに従うものとし、契約中に規定がないときは、組合と事業者は誠意をもって協議するものとする。

また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務において、業務の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者による業務の継続が困難となった場合その他事業者側の事情で契約の目的が達成できない場合

ア 事業者の提供するサービスが債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることことができなかつたときは、組合は、契約を解除することができる。

イ 事業者が契約の履行を拒絶し、契約の履行が不能と認められその他契約に基づく業務の継続的履行が見込めないなど契約の目的を達することができない場合、組合は契約を解除することができる。

ウ 前号2号の規定により組合が契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合側の事情で契約の目的が達成できない場合

ア 組合の債務不履行により業務の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により契約の目的が達成できない場合

不可抗力、法令変更その他組合及び事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合その他契約の目的が達成できない場合、組合及び事業者双方は、業務継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、契約を解除することができるものとする。

(4) 具体的な手続

前各号の業務の継続が困難となった場合その他契約の目的が達成できない場合の具体的な手続は、契約に定める。

3 組合による本業務の実施状況の監視

組合は、契約に基づき、提供される管理運営業務のサービスを確認するため、本業務の実施状況の監視を次のとおり行うこととする。また、事業者の提供する管理運営に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は管理運営に係る委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

(1) モニタリング

組合は、事業者が提供する施設の管理運営業務及び事業者の財務状況の把握を目的に、定期的又は隨時に書面及び現地調査等により監視を行うこととする。

(2) 支払の減額等

契約及び要求水準書で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項が組合に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

(組合が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。)

4 支払手続

(1) 事業者は、四半期ごとの業務完了後、業務完了届を速やかに組合に提出する。

(2) 組合は、業務完了届受領後 10 日以内に履行確認を事業者に通知する。

(3) 事業者は、履行確認通知を受領後、速やかに組合に請求書を送付する。

(4) 組合は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に委託料を支払う。

VII 契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 組合は、落札者として決定された事業者と基本協定を締結する。
- (2) 契約保証金は、履行期間中の年間の委託料の 10 分の 1 以上とする。ただし、契約規則第 30 条第 1 号から第 6 号のうち、いずれかに該当する者は、免除とすることができる。
- (3) 基本協定の合意内容に基づき、組合は、事業者と管理運営業務委託契約を締結する。当該契約は、組合の提示資料及び事業者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき管理運営業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

2 その他

- (1) 情報提供は適宜、組合のホームページにおいて行う。

(2) 問い合わせ先

事業者の募集及び選定に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合総務課

〒666-0103

川西市国崎字小路 13 番地

電話 072-739-7201

ファクス 072-744-7281

E-mail ina-kouiki@asahi-net.email.ne.jp

【別紙1 閲覧用参考資料リスト】

資料番号	資料名	閲覧時期※1	撮影の取扱※2
1	特定部品の供給等に関する確認書※3	①	可
2	特定部品リスト※3	①	可
3	環境影響評価書（平成16年11月）	①	可
4	環境影響評価事後調査結果報告書（平成17年度～平成22年度）	①	可
5	環境影響調査結果報告書（平成23年度～令和元年度）	①	可
6	ごみ処理施設建設工事（焼却施設）予備性能試験報告書	②	不可
7	ごみ処理施設建設工事（リサイクルプラザ）試運転報告書	②	不可
8	ごみ処理施設建設工事（焼却施設）引渡性能試験報告書	①	可
9	ごみ処理施設建設工事（リサイクルプラザ）引渡性能試験報告書	①	可
竣工図書（プラント工事）関係			
10	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第1分冊 共通設備 (平成21年3月)	②	不可
11	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第2分冊 受入供給設備 (平成21年3月)	②	不可
12	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第3分冊 燃焼設備 (平成21年3月)	②	不可
13	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第4分冊 燃焼ガス冷却設備 (平成21年3月)	②	不可
14	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第5分冊 排ガス処理設備 (平成21年3月)	②	不可
15	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第6分冊 余熱利用設備 (平成21年3月)	②	不可
16	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第7分冊 通風設備 (平成21年3月)	②	不可
17	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第8分冊 灰出し設備 (平成21年3月)	②	不可
18	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第9分冊 溶融設備 (平成21年3月)	②	不可
19	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第10分冊 溶融物等貯留搬送設備 (平成21年3月)	②	不可
20	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第11分冊 給水設備 (平成21年3月)	②	不可
21	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第12分冊 排水処理設備 (平成21年3月)	②	不可
22	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第13分冊 雜設備 (平成21年3月)	②	不可
23	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第14分冊 電気設備 (平成21年3月)	②	不可
24	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第15分冊 計装設備 (平成21年3月)	②	不可

資料番号	資料名	閲覧時期※1	撮影の取扱※2
25	ごみ処理施設建設工事 竣工図書 第16分冊 電気計装工事 (平成21年3月)	②	不可
竣工図書（建築工事）関係			
26	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築意匠図(1/4) 共通図 (平成21年3月)	②	不可
27	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築意匠図(2/4) 焼却施設棟 (平成21年3月)	②	不可
28	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築意匠図(3/4) リサイクルプラザ棟 (平成21年3月)	②	不可
29	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築意匠図(4/4) 管理棟・付属棟 (平成21年3月)	②	不可
30	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築構造図(1/4) 共通図 (平成21年3月)	②	不可
31	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築構造図(2/4) 焼却施設棟 (平成21年3月)	②	不可
32	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築構造図(3/4) リサイクルプラザ棟 (平成21年3月)	②	不可
33	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築構造図(4/4) 管理棟・付属棟 (平成21年3月)	②	不可
34	ごみ処理施設建設工事 竣工図 外構図 (平成21年3月)	②	不可
35	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築電気設備図 (平成21年3月)	②	不可
36	ごみ処理施設建設工事 竣工図 建築機械設備図 (平成21年3月)	②	不可
取扱説明書関係			
37	取扱説明書一式（令和3年4月現在）	②	不可
特定施設設置届関係			
38	一般廃棄物処理施設設置届出書	①	可
39	ばい煙発生施設設置届出書	①	可
40	特定施設設置届出書（水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類、騒音・振動）	①	可
工事計画届関係			
41	工事計画届出書（需要設備、発電所、ガスエンジン）	①	可
クレーン設置届出関係			
42	クレーン設置届（No.1,2 ごみクレーン、タービン発電機室、不燃性粗大ごみクレーン、可燃性粗大ごみクレーン）	①	可
43	No.1 ごみクレーン変更届（5.9t、5.9t/2.03t）	①	可
クレーン設置報告書関係			

資料番号	資料名	閲覧時期※1	撮影の取扱※2
44	クレーン設置報告書（缶類クレーン、プラスチッククレーン、一次破碎機保全用クレーン、二次破碎機保全用クレーン、不適物除去装置、保全用ホイスト、可燃性粗大ごみ一次破碎機保全用ホイスト、炉室用ホイスト、排ガス処理施設設備室用ホイスト（一次）、誘引通風機用ホイスト、脱臭装置用ホイスト、工作室兼倉庫用ホイスト、No. 1, 2 溶融不適物クレーン、No. 1, 2 スラグ等クレーン）	①	可
第一種圧力容器関係			
45	第一種圧力容器設置届（1, 2 号空気予熱器、アンモニア水混合気化装置）、構造検査申請書（アンモニア気化器）	①	可
第二種圧力容器関係			
46	第二種圧力容器個別検定申請書（No. 1, 2 雑用空気圧縮機、1, 2 号 No. 1 再加熱器、1, 2 号 No. 2 再加熱器、1, 2 号 No. 1 高温空気加熱器、1, 2 号 No. 2 高温空気加熱器、薬剤噴霧装置）	①	可
労働基準監督署関係			
47	機械等設置届（化学設備）	①	可
48	小型ボイラー設置報告書	①	可
49	小型圧力容器明細書（ガスエンジン）	①	可
消防署関係			
50	指定可燃物 貯蔵・取扱届出書	①	可
51	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の開始届出書	①	可
52	火気を使用する設備等設置届（炉）	①	可
53	少量危険物 貯蔵・取扱届出書（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）	①	可
54	蓄電池設備設置届出書	①	可
55	発電設備設置届出書（防災用ディーゼル発電機、蒸気タービン発電機、ガスエンジン発電機、リサイクルプラザ棟、焼却設備棟）	①	可
56	ボイラー設置届出書	①	可
57	消防用設備等設置届出書	①	可
58	防火対象物使用開始届出書	①	可
59	福祉のまちづくり条例	①	可
60	工場等設置許可申請書	①	可
61	近郊緑地保全区域内行為届出書	①	可
62	県立自然公園普通地域内行為届	①	可
63	特定施設設置届出書（下水道）	①	可
64	給水装置工事申込書	①	可
65	排水設備等工事完了届兼公共下水道使用開始届	①	可

資料番号	資料名	閲覧時期※1	撮影の取扱※2
66	簡易専用水道設置届	①	可
67	公共下水道使用開始変更届	①	可
維持管理関係図書			
68	業務年報・運転年報（焼却炉）（平成24年度～令和元年度）	②	不可
69	業務年報（溶融炉）、灰溶融設備年報（平成24年度～令和元年度）	②	不可
70	精密機能検査報告書	②	不可
71	国崎クリーンセンター焼却施設等管理運営業務委託実施計画書 (平成28年2月)	②	不可

※1：①については、入札公告後入札参加を希望する者に対して閲覧を可とし、②については、参加資格審査結果通知日以降、参加資格が確認された入札参加者のみ閲覧を可とする。

※2：閲覧資料のうち、撮影「可」の資料については、カメラによる撮影のみ可とする（複写機等の使用は認めない）。

※3：特定部品の供給等に関する確認書及び特定部品リストは、現施設の竣工時の設計施工業者と締結後、閲覧資料とする。

【巻末第1号様式 現地見学会参加申込書】

令和3年 月 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者様

現地見学会参加申込書

国崎クリーンセンター現地見学会への参加について、下記のとおり申し込みます。

会社名			
所在地			
担当者名			
電話			
FAX			
e-mail アドレス			
見学希望日 見学を希望される 日、時間帯を記入 して下さい。 時間帯は、午前・ 午後の両方を選択 することも可能で す。	日付	時間帯（○をつけて下さい）	
	第1 希望日	令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）
	第2 希望日	令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）
	第3 希望日	令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）
希望人数	名（最大6名まで）		

※1:最も早い希望日の1週間前の正午(休日を除く)までに、組合総務課宛に、電子メールにより提出して下さい。

※2:申込書提出後、組合総務課まで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3:現地見学会は1者ごとに実施します。現地見学会参加希望者に対する現地見学会実施日の回答は、組合より本様式記載の担当者宛に行います。なお、施設の補修・点検等実施日は見学不可となりますので、ご希望の日時に見学ができない場合があります。予めご了承ください。

【巻末第2号様式 閲覧用参考資料閲覧申込書】

令和3年 月 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者様

閲覧用参考資料閲覧申込書

国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務参考資料の閲覧について、業務参考資料の閲覧について、下記のとおり申し込みます。

会社名			
所在地			
担当者名			
電話			
FAX			
e-mail アドレス			
閲覧希望日 閲覧を希望される 日、時間帯を記入 して下さい。 時間帯は、午前・ 午後の両方を選択 することも可能で す。	日付	時間帯（○をつけて下さい）	
	第1 希望日 令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）	
	第2 希望日 令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）	
	第3 希望日 令和 年 月 日	1. 午前（9時30分～11時30分） 2. 午後（1時30分～3時30分）	
希望人数	名（最大6名まで）		

※1:最も早い希望日の1週間前の正午(休日を除く)までに、組合総務課宛に電子メールにより提出して
ください。

※2:申込書提出後、組合総務課まで電話にて必ず着信の確認を行って下さい。

※3:閲覧用参考資料閲覧は1者ごとに実施します。閲覧用参考資料閲覧希望者に対する閲覧日の回
答は、組合より本様式記載の担当者宛に行います。

【巻末第3号様式 誓約書】

令和3年 月 日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合 管理者様

誓約書

国崎クリーンセンター（以下「本施設」という。）に関し、御組合が企図する国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務（以下「本業務」という。）を委託する民間事業者の選定のための入札（以下「本入札」という。）に参加するにあたり、当社は、本入札にあたり御組合から開示される図面、文書その他一切の書類、データその他の情報の一切（以下「本施設情報」という。）並びに本施設情報に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他条約、法令に基づき又は自然権として保護される第三者の一切の権利（以下「特許権等」という。）に関し、次の各条の定めるところに従うことを誓約し、その証として本誓約書を差し入れます。

（秘密保持）

- 第1条 当社は、御組合の事前の書面の同意なしに、本施設情報を第三者に開示せず、本入札、本業務その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御組合の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で利用せず、特許権等を侵害しません。
- 2 当社は、御組合の事前の書面の同意なしに、本入札、本業務その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御組合の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で本施設情報の全部又は一部を複製せず、特許権等を無断で利用しません。
- 3 当社は、本入札に参加しないことを決定した場合、本入札を落札できなかった場合又は御組合の請求があった場合、本施設情報及び特許権等の関連情報並びにそれらの複製物の一切を返還し、又は御組合の指示に従って破棄します。

（施設視察）

- 第2条 御組合が、本入札において実施する本施設の視察に参加するにあたり、本施設内において、御組合及び御組合が指定する第三者の本施設内の安全管理を目的とした指示及び安全管理基準に従い、また秘密管理に必要な指示に従います。
- 2 前項の定めるところに従ったことに起因して、当社に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、御組合又は御組合が指定する第三者に損害賠償、損失補償その他如何なる責任追及もいたしません。ただし、御組合又は御組合が指定する第三者に故意又は重大な過失がある場合には、このかぎりではなく、かかる責任追及について事前に協議を申し入れることがありますので、誠実にご対応ください。

(特定部品等調達の検討)

第3条 当社は、本入札において御組合がリスト化して特定した物品等（以下「特定部品等」という。）について、本入札に入札するあたり、御組合が指定する業者から調達するか又はこれを使用する業務等の実施については御組合が指定する業者に下請負させることを視野に入れて検討します。

(検討の通知)

第4条 当社は、前条の検討において、(i)特定部品等が次のいずれかに該当する場合その他特定部品等と代替可能な部品、施工方法等がある場合（当社が特許権等を有する部品その他の材料又は本業務の実施のための施工方法等により代替可能であると認める場合を含むが、それに限られない。）、(ii)特定部品等が自己又は第三者の特許権等を侵害するおそれがあるものと認識した場合、(iii)その他本業務における特定部品等の使用上の懸念その他御組合に通知すべきと認めた事由がある場合には、その旨速やかに御組合に書面で通知します。

- ① 御組合が指定する業者からの調達が不可欠でない部品
- ② 本施設独自の製品でないか又は御組合が指定する業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高いとはいえない部品

(協議)

第5条 (i)前項の定めるところに従ってなされた通知事項に係る御組合からの照会があるとき、(ii)本誓約書に定める当社の誓約に違反があるか又はそのおそれがある場合として、これを確認するべく御組合から請求があるとき、(iii)その他御府の別段の照会があるときには、当社は、御組合からの質疑に応当し、合理的に要請される資料の提供その他必要な協力をうととともに、御組合又は御組合の指定する第三者との協議に誠実に応じます。

(管轄裁判所)

第6条 本誓約書に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を御組合の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とすることに同意します。

以上、当社の誓約の証として、本誓約書を差し入れます。

住所

商号又は名称

代表者氏名

印